

平成29年 3 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

### 3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 2 号	平成29年度八戸市一般会計予算 .....	別冊
議案第 3 号	平成29年度八戸市自動車運送事業会計予算 .....	別冊
議案第 4 号	平成29年度八戸市立市民病院事業会計予算 .....	別冊
議案第 5 号	平成29年度八戸市国民健康保険特別会計予算 .....	別冊
議案第 6 号	平成29年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算 .....	別冊
議案第 7 号	平成29年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算 .....	別冊
議案第 8 号	平成29年度八戸市学校給食特別会計予算 .....	別冊
議案第 9 号	平成29年度八戸市都市計画下水道事業特別会計予算 .....	別冊
議案第10号	平成29年度八戸市公共用地取得事業特別会計予算 .....	別冊
議案第11号	平成29年度八戸市都市計画駐車場特別会計予算 .....	別冊
議案第12号	平成29年度八戸市中央卸売市場特別会計予算 .....	別冊
議案第13号	平成29年度八戸市霊園特別会計予算 .....	別冊
議案第14号	平成29年度八戸市農業集落排水事業特別会計予算 .....	別冊
議案第15号	平成29年度八戸市介護保険特別会計予算 .....	別冊
議案第16号	平成29年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算 .....	別冊
議案第17号	平成29年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算 .....	別冊
議案第18号	平成29年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 .....	別冊
議案第19号	平成28年度八戸市一般会計補正予算 .....	別冊
議案第20号	平成28年度八戸市自動車運送事業会計補正予算 .....	別冊
議案第21号	平成28年度八戸市立市民病院事業会計補正予算 .....	別冊

議案第22号	平成28年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算 .....	別冊
議案第23号	平成28年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第24号	平成28年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算 .....	別冊
議案第25号	平成28年度八戸市学校給食特別会計補正予算 .....	別冊
議案第26号	平成28年度八戸市都市計画下水道事業特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第27号	平成28年度八戸市都市計画駐車場特別会計補正予算 .....	別冊
議案第28号	平成28年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算 .....	別冊
議案第29号	平成28年度八戸市霊園特別会計補正予算 .....	別冊
議案第30号	平成28年度八戸市農業集落排水事業特別会計補正予 算 .....	別冊
議案第31号	平成28年度八戸市介護保険特別会計補正予算 .....	別冊
議案第32号	平成28年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算 .....	別冊
議案第33号	平成28年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算 .....	別冊
議案第34号	八戸市教育委員会教育長に任命する者につき同意を 求めることについて .....	7
議案第35号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制 定について .....	11
議案第36号	尻内雨水ポンプ場（沈砂池・除塵設備）整備工事 （その2）請負契約の締結について .....	13
議案第37号	尻内雨水ポンプ場（電気設備）整備工事請負の一部 変更契約の締結について .....	15
議案第38号	市有財産の無償譲渡について .....	17
	（事務所及び倉庫用建物）	
議案第39号	市有土地の売払いについて .....	19

議案第40号	市道路線の廃止及び認定について .....	21
議案第41号	八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を 改正する条例の制定について .....	27
議案第42号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について .....	29
議案第43号	八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条 例の制定について .....	31
議案第44号	八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制 定について .....	35
議案第45号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制 定について .....	37
議案第46号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につい て .....	39
議案第47号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	49
議案第48号	国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	53
議案第49号	八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制 定について .....	57
議案第50号	八戸市津波防災センター条例の制定について .....	61
議案第51号	八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	65
議案第52号	八戸市広域医療連携基金の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について .....	67
議案第53号	八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例の制定について .....	69
議案第54号	八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ いて .....	71
議案第55号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて .....	73

議案第56号	包括外部監査契約の締結について .....	81
議案第57号	市有財産の無償譲渡について .....	83
	(事務所用建物)	
議案第58号	権利の放棄について .....	85
議案第59号	八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務 の変更及び規約の変更について .....	87
議案第60号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	91
	(三戸町)	
議案第61号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	99
	(五戸町)	
議案第62号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	107
	(田子町)	
議案第63号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	115
	(南部町)	
議案第64号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	123
	(階上町)	
議案第65号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	131
	(新郷村)	
議案第66号	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について .....	139
	(おいらせ町)	
議案第67号	定住自立圏形成協定の廃止について .....	147
	(三戸町)	
議案第68号	定住自立圏形成協定の廃止について .....	149
	(五戸町)	
議案第69号	定住自立圏形成協定の廃止について .....	151
	(田子町)	
議案第70号	定住自立圏形成協定の廃止について .....	153
	(南部町)	
議案第71号	定住自立圏形成協定の廃止について .....	155
	(階上町)	

議案第72号	定住自立圏形成協定の廃止について ..... (新郷村)	157
議案第73号	定住自立圏形成協定の廃止について ..... (おいらせ町)	159
議案第74号	団体営七崎地区基盤整備促進事業の事務の委託を廃 止することについて .....	161
議案第75号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関 する計画の一部変更に係る協議について .....	163

議案第34号

八戸市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて  
八戸市教育委員会教育長に別紙の者を任命することについて同意を求める。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

教育長を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 伊 藤 博 章







議案第35号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのものである。

## 八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

尻内雨水ポンプ場（沈砂池・除塵設備）整備工事（その2）請負契約の締結について  
尻内雨水ポンプ場（沈砂池・除塵設備）整備工事（その2）について、別紙のように請負契約を締結する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

尻内雨水ポンプ場（沈砂池・除塵設備）整備工事（その2）の請負契約を締結するための  
ものである。

- 1 場 所 八戸市大字尻内町字尻内河原地内
- 2 契約額 235,427,040円
- 3 期 間 契約締結の翌日から平成29年3月31日まで
- 4 契約者 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号  
株式会社石垣東北支店  
支店長 片 山 浩 司
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第37号

尻内雨水ポンプ場（電気設備）整備工事請負の一部変更契約の締結について

尻内雨水ポンプ場（電気設備）整備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した尻内雨水ポンプ場（電気設備）整備工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「456,894,000円」を「513,279,720円」に変更する。



議案第38号

市有財産の無償譲渡について  
別紙のとおり市有財産を無償譲渡する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市有建物を事務所及び倉庫用として、株式会社福島漁業に無償譲渡するためのものである。

1 譲渡する財産

建物

(1) 事務所・倉庫

- ア 所在 八戸市大字白銀町字三島下86番地 1
- イ 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
- ウ 面積 282.48平方メートル

(2) 便所

- ア 所在 八戸市大字白銀町字三島下86番地 1
- イ 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
- ウ 面積 15.52平方メートル

2 譲渡の相手

八戸市大字鮫町字下手代森 2 番地 1

株式会社福島漁業

代表取締役社長 福 島 哲 男

3 譲渡期日

平成29年 3 月28日

議案第39号

市有土地の売払いについて  
別紙のとおり市有土地を売払いする。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市有土地を売り払うためのものである。

- 1 所 在 八戸市大字市川町字下中平沖48番10
- 2 面 積 13,267.97平方メートル
- 3 売払金額 100,000,000円
- 4 売払いの相手 八戸市大字市川町字下揚49番地12  
八戸水産加工団地協同組合  
代表理事 野 田 一 夫

議案第40号

市道路線の廃止及び認定について  
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、中居林地区及び北インター工業団地地区における道路整備に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

路線の廃止

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
向平線	八戸市大字田向字向平1番5地先 市道田向22号線分岐	
	八戸市大字田向字向平33番1地先	
向平1号線	八戸市大字田向字向平28番10地先	
	八戸市大字田向字向平24番11地先 市道向平線	
向平2号線	八戸市大字田向字向平23番6地先 市道向平1号線分岐	
	八戸市大字田向字向平24番3地先 市道向平線	
中居平団地1号線	八戸市大字中居林字蓋名池1番2地先 主要地方道八戸大野線分岐	
	八戸市大字中居林字蓋名池28番2地先 市道中居平団地1号線	
中居平団地7号線	八戸市大字中居林字平27番23地先 市道中居平団地1号線分岐	
	八戸市大字中居林字平27番2地先	
中居平団地8号線	八戸市大字中居林字平22番9地先 市道中居平団地1号線分岐	
	八戸市大字中居林字平22番14地先	

路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
向平3号線	八戸市大字田向字向平1番5地先 市道田向22号線分岐	
	八戸市大字中居林字平32番14地先 主要地方道八戸環状線	

向平 1 号線	八戸市大字田向字向平30番23地先 市道向平 4 号線分岐	
	八戸市大字田向字向平14番20地先	
向平 2 号線	八戸市大字田向字向平24番 6 地先 市道向平 3 号線分岐	
	八戸市大字田向字向平24番24地先 市道向平 3 号線	
蓋名池 1 号線	八戸市大字中居林字蓋名池 1 番 2 地先 主要地方道八戸環状線分岐	
	八戸市大字中居林字蓋名池28番 2 地先 市道蓋名池 1 号線	
平 1 号線	八戸市大字中居林字平27番23地先 市道蓋名池 1 号線分岐	
	八戸市大字中居林字平29番22地先 主要地方道八戸環状線	
平 2 号線	八戸市大字中居林字平22番 9 地先 市道蓋名池 1 号線分岐	
	八戸市大字中居林字平22番 2 地先	
蓋名池 2 号線	八戸市大字中居林字蓋名池 5 番 3 地先 主要地方道八戸大野線分岐	
	八戸市大字中居林字平10番 3 地先 主要地方道八戸環状線	
平 3 号線	八戸市大字中居林字平29番 1 地先 市道平 1 号線分岐	
	八戸市大字中居林字平32番10地先	
平 4 号線	八戸市大字中居林字平29番 2 地先 市道向平 5 号線分岐	
	八戸市大字中居林字平 9 番 8 地先	
向平 4 号線	八戸市大字田向字向平24番28地先 主要地方道八戸環状線分岐	
	八戸市大字田向字向平30番15地先	

向平 5 号線	八戸市大字田向字向平24番 8 地先 市道向平 4 号線分岐	
	八戸市大字田向字向平33番 1 地先	
八戸北インター工 業団地12号線	八戸市北インター工業団地二丁目100番23地先 市道八戸北インター工業団地 2 号線分岐	
	八戸市北インター工業団地二丁目100番29地先 市道八戸北インター工業団地 2 号線	



議案第40号付図



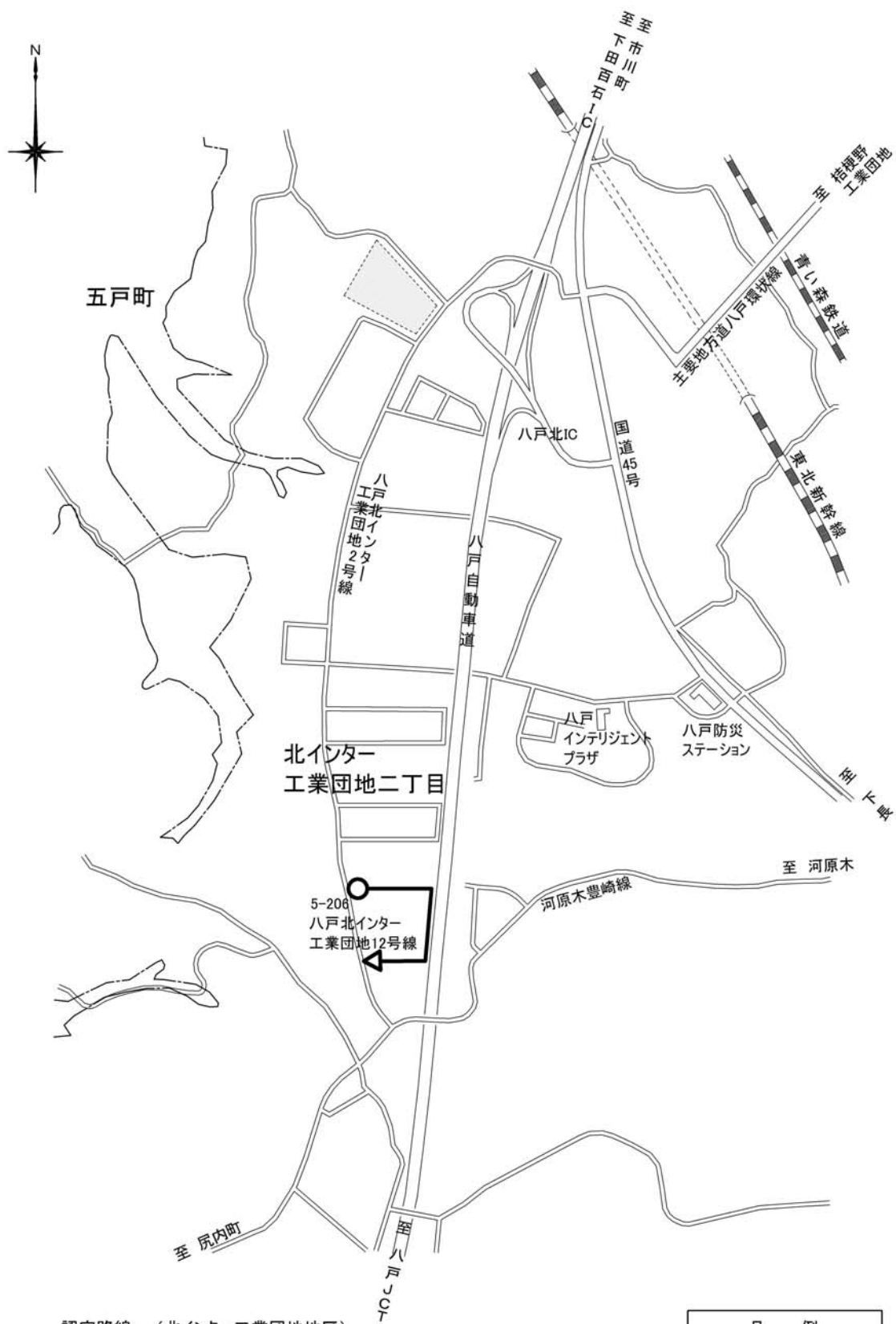
廃止路線 (中居林地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
10	向平線	2.5~ 4.2	537.5
72	向平1号線	4.0~ 4.2	228.8
73	向平2号線	4.0~ 4.5	74.9
684	中居平団地1号線	3.6~ 6.5	705.8
690	中居平団地7号線	3.8~ 4.5	74.5
691	中居平団地8号線	3.2~ 3.3	59.8

認定路線 (中居林地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
10	向平3号線	2.5~ 9.1	370.7
72	向平1号線	4.0~ 6.6	214.1
73	向平2号線	4.0~ 4.5	142.5
684	蓋名池1号線	3.6~ 6.5	680.9
690	平1号線	3.2~ 9.0	126.8
691	平2号線	2.9~ 4.6	92.6
1692	蓋名池2号線	6.0~ 10.1	225.8
1693	平3号線	4.4~ 12.6	68.7
1694	平4号線	4.0~ 6.9	214.7
1695	向平4号線	6.0~ 8.7	79.7
1696	向平5号線	2.9~ 5.0	148.3

凡 例	
廃止路線	○--->
認定路線	●——>
道 路	———



認定路線 (北インター工業団地地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5-206	八戸北インター工業団地12号線	7.2~9.6	616.6

凡 例	
認定路線	
道路	

議案第41号

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

定住自立圏形成協定の廃止に伴い、議会の議決すべき事件について所要の改正をするため  
のものである。

## 八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる事項」を「総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。）の策定、変更又は廃止」に改め、同条各号を削る。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第42号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

定住自立圏振興基金を連携中枢都市圏振興基金に変更するためのものである。

## 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号を次のように改める。

(23) 連携中枢都市圏振興基金 連携中枢都市圏振興資金

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第43号

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

ものづくりスタジオ等の名称を改めるとともに、ものづくりスタジオ、オープンスペース等の使用料を改定し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例

八戸ポータルミュージアム条例（平成22年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、食のものづくりスタジオ」を削る。

別表第1中

「

食のものづくりスタジオ1	20,570円	月間売上額から411,420円を控除した額の100分の5に相当する額
食のものづくりスタジオ2		
食のものづくりスタジオ3		
食のものづくりスタジオ4		
ものづくりスタジオ1	15,420円	月間売上額から308,570円を控除した額の100分の5に相当する額
ものづくりスタジオ2		
ものづくりスタジオ3		
ものづくりスタジオ4		
ものづくりスタジオ5		
ものづくりスタジオ6		
ものづくりスタジオ7		

を

」

「

ものづくりスタジオ1	22,680円	—
ものづくりスタジオ2	20,520円	—
ものづくりスタジオ3		
ものづくりスタジオ4	19,440円	—
ものづくりスタジオ5	15,120円	—
ものづくりスタジオ6		
ものづくりスタジオ7		
ものづくりスタジオ8	14,040円	—
ものづくりスタジオ9		
ものづくりスタジオ10		
ものづくりスタジオ11		

に

」

改める。

別表第2の(2)中「調整室」を「編集室」に改め、同表の(3)及び(4)を次のように改める。

(3) オープンスペース1

区 分	1時間当たり
レジデンスA	510円



レジデンスB	410円
レジデンスC	410円
レジデンスD	410円
レジデンスE	510円

(4) オープンスペース 2

区 分	1 時間当たり
共同キッチン	300円
共同スタジオA	610円
共同スタジオB	300円
共同スタジオC	610円

別表第2の備考第2項中「、映写室、レジデンス、共同キッチン及び共同スタジオ」を「及び映写室」に、「調整室」を「編集室」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。



議案第44号

八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供等の記録の取扱いに係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第30条第2項において同じ。）」を加える。

第30条第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第31条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第35条の3第1項第3号を次のように改める。

(3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第45号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

生活支援体制整備推進協議会を設置し、学齢児童生徒就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更するとともに、新産業団地開発用地選定委員会等を廃止するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市新産業団地開発用地選定委員会の項を削り、同表の1 八戸市市民後見推進協議会の項の次に次のように加える。

八戸市生活支援体制整備推進協議会	生活支援体制整備事業の推進に係る協議に関すること。
------------------	---------------------------

別表の1 八戸市食育推進協議会の項を削り、同表の2 八戸市学齢児童生徒就学指導委員会の項を次のように改める。

八戸市教育支援委員会	障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者、在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし、意見を述べること。
------------	---

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「新産業団地開発用地選定委員会の委員」を削り、「市民後見推進協議会の委員」を「市民後見推進協議会の委員  
生活支援体制整備推進協議会の委員」に改め、「食育推進協議会の委員」を削り、「学齢児童生徒就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

議案第46号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率の引下げ、軽自動車税における環境性能割の導入等並びに個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の適用期限の延長をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項ただし書中「軽自動車等」の次に「（第68条第1項の申告書が提出されているものを除く。）」を加える。

第72条第7項後段を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 第1項若しくは第2項の規定による標識の交付又は前項の規定による標識の再交付を受けた者が、その標識を損傷し、又は亡失したときは、弁償金として実費を納めなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第14条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第65条第2号アの項中「第65条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「第27条の16第2項」を「第27条の16第3項」に改め、「第36条」の次に「、第64条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第79条第1項」を「第64条の6第1項の申告書、第79条第1項」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改める。

第21条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第63条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性



能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。ただし、商品であって使用しない軽自動車等（第68条第1項の申告書が提出されているものを除く。）の所有者に対しては、種別割を課さない。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第63条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第64条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第64条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの

- (2) 巡回診察又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げるものに類するもので市長が認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第64条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第64条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第64条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第64条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第71条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第65条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

(イ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第65条の2の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車等に対する種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第66条（見出しを含む。）及び第66条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第63条第2項」を「第64条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第63条第2項」を

「第64条第1項」に、「によって」を「により」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「の各号」を削り、「市長において必要があると」を「必要と」に、「対して課する軽自動車税」を「対しては、種別割」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改める。

第71条の2の見出し中「に対する軽自動車税」を「の所有する軽自動車等に対する種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「本項」を「この項」に、「単身で生活する」を「身体障害者等のみで構成される世帯の」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「第71条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改める。

第72条第2項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「第64条」を「第64条の2」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「軽自動車税を課される」を「種別割を課される」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第13条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節の規定にかかわらず、青森県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第13条の3 市長は、当分の間、第64条の8の規定にかかわらず、青森県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第13条の4 第64条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「青森県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第13条の5 市は、青森県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として青森県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	4,500円
第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	6,000円

附則第14条第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八戸市市税条例附則第5条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定並びに次条及び附則第4条から第6条までの規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の八戸市市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第21条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の八戸市市税条例附則第14条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(八戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 八戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第65条及び新条例」を「八戸市市税条例第65条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第65条第2号ア(イ)		3,900円	3,100円
第65条第2号ア(ウ) a(a)		6,900円	5,500円
第65条第2号ア(ウ) a(b)		10,800円	7,200円
第65条第2号ア(ウ) b(a)		3,800円	3,000円
第65条第2号ア(ウ) b(b)		5,000円	4,000円
附則第14条	第65条	八戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年八戸市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条	
附則第14条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)		平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア(イ)
		3,900円	3,100円
附則第14条の表第2号ア(ウ) a(a)の項	第2号ア(ウ) a(a)		平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア(ウ) a(a)
		6,900円	5,500円

附則第14条の表第2号ア(ウ) a(b)の項	第2号ア(ウ) a(b)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア(ウ) a(b)
	10,800円	7,200円
附則第14条の表第2号ア(ウ) b(a)の項	第2号ア(ウ) b(a)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア(ウ) b(a)
	3,800円	3,000円
附則第14条の表第2号ア(ウ) b(b)の項	第2号ア(ウ) b(b)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア(ウ) b(b)
	5,000円	4,000円

(八戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 八戸市市税条例の一部を改正する条例(平成27年八戸市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項の表第13条第3号の項中「第79条第1項」を「第64条の6第1項の申告書、第79条第1項」に改める。





議案第47号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

西地区給食センターの位置を変更するとともに、給食実施対象校を再編するためのものである。

## 八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地」を「八戸市北インター工業団地二丁目2番1号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	学校給食の実施の対象となる学校
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立吹上小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立青潮小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第三中学校 八戸市立小中野中学校 八戸市立江陽中学校 八戸市立湊中学校
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立白銀小学校 八戸市立白鷗小学校 八戸市立白銀南小学校 八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鮫小学校 八戸市立種差小学校 八戸市立大久喜小学校 八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校 八戸市立旭ヶ丘小学校

	<p>八戸市立白銀中学校  八戸市立白銀南中学校  八戸市立鮫中学校  八戸市立南浜中学校  八戸市立大館中学校  八戸市立東中学校</p>
八戸市立学校西地区給食センター	<p>八戸市立八戸小学校  八戸市立城下小学校  八戸市立長者小学校  八戸市立函南小学校  八戸市立根城小学校  八戸市立白山台小学校  八戸市立西白山台小学校  八戸市立江南小学校  八戸市立田面木小学校  八戸市立下長小学校  八戸市立城北小学校  八戸市立高館小学校  八戸市立根岸小学校  八戸市立日計ヶ丘小学校  八戸市立是川小学校  八戸市立三条小学校  八戸市立西園小学校  八戸市立明治小学校  八戸市立桔梗野小学校  八戸市立轟木小学校  八戸市立多賀小学校  八戸市立多賀台小学校  八戸市立豊崎小学校  八戸市立南郷小学校  八戸市立島守小学校</p>

八戸市立第二中学校
八戸市立長者中学校
八戸市立根城中学校
八戸市立白山台中学校
八戸市立下長中学校
八戸市立北稜中学校
八戸市立是川中学校
八戸市立三条中学校
八戸市立明治中学校
八戸市立市川中学校
八戸市立豊崎中学校
八戸市立中沢中学校
八戸市立島守中学校

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第48号

国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けた登録旅館業の用に供する建物を不均一課  
税の対象とするとともに、不均一課税の適用期間及び適用除外に係る規定の整備をし、その  
他所要の改正をするためのものである。

## 国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例（昭和42年八戸市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ホテル業（以下「登録ホテル業」を「ホテルによるホテル業又は法第18条第1項の規定により登録を受けた旅館による旅館業（以下「登録ホテル業等」に改める。

第2条第1項中「登録ホテル業」を「登録ホテル業等」に、「当該建物」を「法第3条の規定により新たに登録を受けたホテルによるホテル業又は法第18条第1項の規定により新たに登録を受けた旅館による旅館業の用に供する建物」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める建物の全部又は一部に対する固定資産税について不均一課税をする。

- (1) 登録ホテル業等の用に供する建物を建替えにより新築した場合 当該新築に係る建物
- (2) 登録ホテル業等の用に供する建物を増築した場合 当該増築に係る部分
- (3) 登録ホテル業等の用に供する建物を改築した場合 当該改築に係る部分（評価額が増加した部分に限る。）

3 前2項に規定する不均一課税の税率は、八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）第35条の2の規定にかかわらず、100分の0.8とする。

第2条に次の1項を加える。

4 第1項又は第2項に規定する不均一課税の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度以後3箇年度とする。

- (1) 第1項の規定により不均一課税をする場合 法第3条又は法第18条第1項の規定による登録を受けた日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度
- (2) 第2項第1号の規定により不均一課税をする場合 当該建替えによる新築をした日以後最初に固定資産税を課することとなった年度
- (3) 第2項第2号の規定により不均一課税をする場合 当該増築をした日以後最初に固定資産税を課することとなった年度
- (4) 第2項第3号の規定により不均一課税をする場合 当該改築をした日以後最初に固定資産税を課することとなった年度

第3条中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 登録ホテル業等を廃止し、若しくは休止したとき、又は登録ホテル業等が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 法第17条（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録ホテル業等の登録を抹消されたとき。

第6条中「第2条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「者が」を「者は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第4号中「登録ホテル業」を「登録ホテル業等」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第7条 第2条第1項又は第2項の規定により不均一課税の措置を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定は、適用しない。

(1) 市税の滞納があるとき。

(2) その他市長がこの条例の規定を適用することが適当でないとき。

#### 附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の国際観光ホテルの整備に伴う八戸市市税の特別措置に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下「法」という。）第3条の規定により登録を受けたホテルによるホテル業又は法第18条第1項の規定により登録を受けた旅館による旅館業の用に供する建物及び同日前に法第3条の規定により登録を受けたホテルによるホテル業又は法第18条第1項の規定により登録を受けた旅館による旅館業の用に供する建物のうち同日以後に建替えによる新築をしたもの若しくは増築をした部分若しくは改築をした部分（評価額が増加した部分に限る。）に係る固定資産税の不均一課税について適用し、同日前に法第3条の規定により登録を受けたホテルによるホテル業又は法第18条第1項の規定により登録を受けた旅館による旅館業の用に供する建物（同日以後に建替えによる新築をしたもの若しくは増築をした部分若しくは改築をした部分（評価額が増加した部分に限る。）を除く。）に係る固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。





議案第49号

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

卸売市場法施行規則の一部改正に伴い、卸売の相手方の制限及び仲卸業者の業務の規制に係る特例を定めるとともに、せり売等の方法によるべき卸売予定数量の割合の決定等に係る意見聴取先に指名利害関係者を加え、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「ときは、」の次に「卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第2条の規定に基づき市長が指名する利害関係者（以下「指名利害関係者」という。）又は」を加える。

第45条第3項中「ときは、」の次に「指名利害関係者又は」を加える。

第48条第1項第2号イ中「提出し、」の次に「指名利害関係者又は」を加え、「審議を経て」を「意見を聴いた上で、」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、市長の定める事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第48条第4項第3号中「販売」を「卸売」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

第48条第6項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改める。

第49条第1項第3号中「あらかじめ」の次に「指名利害関係者又は」を加え、「聴いて」

を「聴いた上で、」に改め、同条第2項中「前項第1項」を「前項第1号」に改め、同条第6項第2号を次のように改める。

- (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。

第56条第2項第2号イ中「提出し、」の次に「指名利害関係者又は」を加え、「審議を経て」を「意見を聴いた上で、」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出し、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(7) 申請者の氏名又は名称

(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(ウ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目

(エ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限

(オ) 実施期間

(カ) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置

(キ) 当該買入れをしなければならない理由

第56条第6項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改める。

第57条第3項中「ときは、」の次に「指名利害関係者又は」を加える。

第59条の見出し中「物品」の次に「等」を加え、同条第1項中「物品」の次に「又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）」を加え、同条第2項中「衛生上有害な物品は、市場において」を「卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を」に改め、同条第3項中「物品」の次に「等」を加える。

第60条第1項第3号及び第61条第1項第3号中「並びに第3号」を「、第3号並びに第4

号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

議案第50号

八戸市津波防災センター条例の制定について  
八戸市津波防災センター条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

津波防災センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸市津波防災センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、防災活動の場を提供することにより、津波その他の大規模災害に対する市民の防災意識の高揚を図るため、津波防災センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(津波防災センターの名称及び位置)

第2条 津波防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市津波防災センター
- (2) 位置 八戸市沼館四丁目6番19号

(使用の許可及び条件)

第3条 八戸市津波防災センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用制限)

第4条 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的とする使用であると認めるとき。
- (2) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理に支障があると認めるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第3条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。  
（使用料）

第6条 センターの使用料（以下「使用料」という。）は、次のとおりとする。

区分	使用料（使用4時間までごとに）
研修室A	2,100円
研修室B	1,200円
調理室	1,300円

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。
- (2) 第5条第1項第4号の規定により使用許可を取り消したとき。
- (3) 規則で定める期限までに使用中止の届出があったとき。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、センターの施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（秩序保持）

第10条 使用者は、センターの秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及び入館者は、常に係員の指示に従わなければならない。

（入館の拒否等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者

- (2) センターの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不相当と認める者

(使用者の原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第5条第1項の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第13条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。



議案第51号

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市民病院の医療体制の充実を図るため、市民病院の定数を増やすものである。

## 八戸市職員定数条例の一部を改正する条例

八戸市職員定数条例（昭和24年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
別表中「920」を「1,020」に、「2,512」を「2,612」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第52号

八戸市広域医療連携基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市広域医療連携基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

八戸圏域連携中枢都市圏の形成に伴い、広域医療連携基金の設置の目的を同圏域における高度医療の充実及び強化に変更するためのものである。

## 八戸市広域医療連携基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市広域医療連携基金の設置及び管理に関する条例（平成22年八戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「八戸圏域定住自立圏」を「八戸圏域連携中枢都市圏」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第53号

八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

病院事業管理者の診療手当の額を改定するためのものである。

## 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「370,000円」を「430,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第54号

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

松野集会所を廃止するとともに、松野団地市営住宅に駐車場を設置し、その使用料を定めるほか、同市営住宅において汚水処理費を徴収するためのものである。

## 八戸市営住宅条例の一部を改正する条例

八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「及び白銀台団地」を「、白銀台団地及び松野団地」に改める。

別表第3松野の項を削る。

別表第4に次のように加える。

松野	〃 大字新井田字松山下野場	2,050円
----	---------------	--------

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議案第55号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料等の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の5の表中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物省エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」に、「又は登録建築物調査機関」を「又は登録省エネ判定機関」に改める。

別表第6の6の表中「平成27年法律第53号。」を削り、同表の6の表3の項中「登録建築物調査機関」を「登録省エネ判定機関」に改め、同項を同表の6の表5の項とし、同表の6の表2の項中「登録建築物調査機関」を「登録省エネ判定機関」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表の6の表4の項とし、同表の6の表1の項中「登録建築物調査機関」を「登録省エネ判定機関」に、「住宅の用途に供する部分（以下この表において「住宅部分」という。）及び住宅の用途以外の用途に供する部分（以下この表において「非住宅部分」という。）」を「住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成27年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ(1)」を「省令第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に、「省令第8条第1号イ(1)」を「省令第10条第1号イ(1)」に改め、同項を同表の6の表3の項とし、同表の6の表に1の項及び2の項として次の2項を加える。

1 法第12条第1項及び第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	(1) 工場、危険物の貯蔵場、水産物の養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する用途のみに供する建築物（以下この表において「工場等の建築物」という。）以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（同項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において同じ。）を受けるとき 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第
--	--------------------------	--

1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積（法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する新築、増築又は改築に係る部分（非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。）の床面積をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 2,000平方メートル未満のもの 336,000円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 480,000円

(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 591,000円

(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 699,000円

(オ) 25,000平方メートル以上のもの 797,000円

イ 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 2,000平方メートル未満のもの 133,000円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 215,000円

(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 281,000円

(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 338,000円

(オ) 25,000平方メートル以上のもの 397,000円

(2) 工場等の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省令第1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 2,000平方メートル未満のもの 39,000円

(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 92,000円

(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 137,000円

(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円

(オ) 25,000平方メートル以上のもの 210,000円

		<p>円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号口の基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 86,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 162,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>
2 法第12条第2項及び第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料	<p>(1) 工場等の建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 168,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 398,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 198,000円</p> <p>(2) 工場等の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費</p>

		<p>性能適合性判定を受ける場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 85,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 105,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 100,000円</p>
--	--	--

別表第6の6の表に次の1項を加える。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同令第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	軽微変更 該当証明 書交付申 請手数料	<p>(1) 工場等の建築物以外の建築物に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル未満のもの 168,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 398,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応</p>
---	------------------------------	--

		<p>じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 198,000円</p> <p>(2) 工場等の建築物に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 2,000平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 85,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 105,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる特定建築行為床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 2,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(イ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円</p> <p>(ウ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>(エ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(オ) 25,000平方メートル以上のもの 100,000円</p>
--	--	---

別表第6の6の表の備考を次のように改める。

備考

- 1 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画

変更認定申請手数料の額は、3の項又は4の項の規定により算定した額に、当該審査に係る建築物及び建築設備について、1の表の1の項及び2の項の規定により算定した額を加算した額とする。

- 2 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合において、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4及び同表の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分にあっては、同基準別表2-1の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4及び同表の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5）であるものに限る。次項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しを添付したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関による審査を受けたものとみなして、3の項第1号の規定を適用する。
- 3 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請する場合において、設計住宅性能評価書の写しを添付したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が法第31条第2項において準用する法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関による審査を受けたものとみなして、4の項第1号の規定を適用する。
- 4 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する場合において、次に掲げるいずれかの書類を添付したときは、建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関による審査を受けたものとみなして、5の項第1号の規定を適用する。
  - (1) 法第12条第3項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し
  - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
  - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
  - (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価

書（日本住宅性能表示基準別表 1 の 5－1 断熱等性能等級に係る評価が等級 4 及び同表の 5－2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 又は等級 5（平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物の住宅部分にあつては、同基準別表 2－1 の 5－1 断熱等性能等級に係る評価が等級 4 及び同表の 5－2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 3、等級 4 又は等級 5）であるものに限る。）の写し

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



議案第56号

包括外部監査契約の締結について  
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成29年4月1日
- 3 契約額 12,999,600円を上限とする額
- 4 契約者
  - (1) 住所 東京都世田谷区喜多見九丁目24番49-111号
  - (2) 氏名 加藤 聡
  - (3) 資格 公認会計士

議案第57号

市有財産の無償譲渡について  
別紙のとおり市有財産を無償譲渡する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市有建物を事務所用として、有限会社蕪島高速運輸に無償譲渡するためのものである。

1 譲渡する財産

建物

- (1) 所在 八戸市江陽四丁目18番地44
- (2) 構造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
- (3) 面積 157.41平方メートル

2 譲渡の相手

八戸市江陽四丁目8番23号

有限会社蕪島高速運輸

代表取締役 市 沢 美津子

3 譲渡期日

平成29年5月26日

議案第58号

権利の放棄について  
別紙のとおり権利を放棄する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸地域広域市町村圏事務組合においてふるさと市町村圏基金を取り崩し、八戸圏域連携  
中枢都市圏の連携事業の経費に充てるため、同基金に対する出資金に係る権利を放棄するも  
のである。

1 放棄する権利

八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金64,408,000円に係る権利

2 権利放棄の相手

八戸地域広域市町村圏事務組合

3 権利放棄の期日

平成29年11月1日

## 議案第59号

八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち八戸地域広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務を廃止するとともに、規約を別紙のとおり変更する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小林 眞

### 理 由

地方自治法第286条第1項の規定により、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更するとともに、関係市町村の出資による権利の放棄等に伴うふるさと市町村圏基金の廃止に係る規定の整理のため規約を変更することについて協議するものである。

八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約

第1条 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように変更する。

第12条第2項中「からの出資金」を「が出資金としての権利を放棄した金銭」に、「助成金等」を「助成金」に改める。

第13条を削る。

第14条中「関係市町村からの出資金及び」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、青森県の承認を得た場合は、この限りでない。

第14条を第13条とし、第15条及び別表を削る。

第2条 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように変更する。

第3条の表を次のように改める。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務	
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務	
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	

第5章を削る。

附 則

1 この規約中第1条及び次項の規定は平成29年11月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。



2 第1条の規定の施行の日前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合同規約第13条ただし書の青森県の承認とみなす。



議案第60号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
三戸町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、三戸町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び三戸町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び三戸町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 三戸町大字在府小路町43番地

三戸町

町長 松尾 和彦

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第61号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
五戸町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、五戸町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び五戸町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び五戸町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 五戸町字古館21番地1

五戸町

町長 三浦 正名

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第62号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
田子町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、田子町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び田子町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び田子町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 田子町大字田子字天神堂平81番地

田子町

町長 山本 晴美

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第63号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
南部町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、南部町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び南部町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び南部町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 南部町大字苫米地字下宿23番地1

南部町

町長 工藤 祐直

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第64号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
階上町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、階上町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び階上町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び階上町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第65号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
新郷村との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、新郷村との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及び新郷村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及び新郷村（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 新郷村大字戸来字風呂前10番地

新郷村

村長 須藤 良美

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第66号

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
おいらせ町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のとおり締結する。

平成29年 2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の2第3項の規定により、おいらせ町との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するためのものである。

## 八戸市及びおいらせ町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

八戸市（以下「甲」という。）及びおいらせ町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を八戸圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 おいらせ町中下田135番地2

おいらせ町

町長 三村 正太郎

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	圏域の経済成長等を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	圏域の経済成長等を図るため、推進体制の整備・運営を行うとともに、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、産学官連携の推進等、各種連携事業に取り組む。	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、国内外における販路拡大、圏域の重要な産業である農業支援及び立地環境を活かした企業誘致の推進等、各種連携事業に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域全体の観光誘客を促進するため、戦略的な観光施策に取り組む。	戦略的な観光施策の展開に向け、圏域の中心的な役割を担う	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

		とともに関係町村と連携を推進する。	
--	--	-------------------	--

## 2 高次の都市機能の集積・強化

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供に向け、体制を整備するとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点を整備するとともに、関係町村と連携し、公共交通網の維持及び利便性の向上を図る。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、自治体病院間における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等、各種連携事業に取り組む。	医療体制の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図るため、甲が実施している	子育て支援の充実に向け、圏域の中心的	甲と連携して実施する事業について、協

	子育て支援事業の対象区域を拡大する等、各種連携事業に取り組む。	な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	力して取り組む。
高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実を図るため、高齢者福祉に関する合同研修会の開催、成年後見制度の利用促進等、各種連携事業に取り組む。	高齢者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉の充実を図るため、合同研修会を開催するとともに、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会において実施する等、各種連携事業に取り組む。	障がい者福祉の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
中小企業従事者の福祉向上	中小企業従事者の福祉向上を図るため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	中小企業従事者の福祉向上に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
消費者支援の充実	消費者支援の充実を図るため、消費生活に係る意識啓発・相談体制の充実・強化等、各種連携事業に取り組む。	消費者支援の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
社会教育の充実	社会教育の充実を図るため、圏域市町村が実施する講座開催の情報交換を	社会教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。



	行うとともに、社会教育施設の相互利用を図る等、各種連携事業に取り組む。	関係町村と連携を推進する。	
学校教育の充実	学校教育の充実を図るため、文化・スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する等、各種連携事業に取り組む。	学校教育の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
高等学校の地域活動促進	高等学校の地域活動を促進するため、地域と高等学校の交流を図るとともに、生徒の地域活動に対して助成する等、各種連携事業に取り組む。	高等学校の地域活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
スポーツ活動の機会の充実	スポーツ活動の機会充実を図るため、甲が実施しているスケート振興に係る対象者を圏域内の町村に拡充する等、各種連携事業に取り組む。	スポーツ活動の機会の充実に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
不法投棄の防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、圏域内各市町村が共同して対策を講じる等、各種連携事業に取り組む。	廃棄物の不法投棄防止に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールに	安全・安心なまちづくりの推進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

	よる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	町村と連携を推進する。	
--	---	-------------	--

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するため、移住や結婚に関する支援を行う等、各種連携事業に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の育成	圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修を開催する等、各種連携事業に取り組む。	圏域内市町村職員の育成に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
女性の活躍促進	女性の活躍を促進するため、女性チャレンジ講座を開催する等、各種連携事業に取り組む。	女性の活躍促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。
NPO等の活動促進	NPO等の活動を促進するため、八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を圏域に拡大する等、各種連携事業に取り組む。	NPO等の活動促進に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村と連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。

議案第67号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、三戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、三戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。



議案第68号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、五戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、五戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。



議案第69号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、田子町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、田子町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。





議案第70号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、南部町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、南部町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。



議案第71号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、階上町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、階上町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。



議案第72号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、新郷村との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、新郷村との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。



議案第73号

定住自立圏形成協定の廃止について

平成29年3月31日限り、おいらせ町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、おいらせ町との間において締結した定住自立圏形成協定を廃止するためのものである。





議案第74号

団体営七崎地区基盤整備促進事業の事務の委託を廃止することについて

五戸町への団体営七崎地区基盤整備促進事業の事務の委託は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、団体営七崎地区基盤整備促進事業の事務の委託を廃止することについて協議するためのものである。



議案第75号

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画を別紙のとおり変更することについて、青森県及び関係市町と協議する。

平成29年2月21日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

青森県新産業都市建設事業団の平成29年度における一般管理費の設置団体の負担額を定めるため、事業計画の一部変更について協議するものである。

昭和39年3月19日提出議案第59号をもって議決を経た「事業計画」の一部を次のとおり変更する。

第一の4の(54)の次に次のように加える。

(55)平成29年度において負担する額

青森県	3,374,000円
八戸市	1,924,000円
十和田市	390,000円
三沢市	233,000円
六戸町	111,000円
東北町	180,000円
おいらせ町	183,000円
五戸町	165,000円
南部町	188,000円
計	6,748,000円